



# 高齢女性を主役にする シニア女性映画祭



シニア女性映画祭 三木 草子

シニア女性映画祭は今年で8回目。きっかけはTVのCMだった。

「この女性、何歳に見えますか」と年齢より若く見える写真を見せて高価な化粧品やサプリメントを宣伝するCMだ。年取った肌やしわが「欠点」であるかのようなシニア女性の扱い。リスクがない。長い歳月をかけてできた顔のしわや白髪は、老木の美しさにも似た人生そのものの美だ。

だが世の中の美意識と価値はいまも「若さ」が基準で、「若く見えない」高齢女性は表に出されない。現在女性3人に1人が65歳以上の高齢女性だが、テレビにはその姿が見えない。高齢男性はしわも白髪も関係なく頻繁に登場して発言している。高齢女性の方が多く寿命も長いのに、見えなくされているのは公平でも平等でもない。

見えなくされた高齢女性の多様な姿と生きる輝きをスクリーンで見せよう! 2012年、「シニア女性によるシニア女性のためのシニア女性についての映画祭」と銘打って、シニア3人でシニア女性映画祭を始めた。目的は3つ。

- 1) 多様なシニア女性の姿を見るようにすること  
それによってシニア女性の固定イメージを変えること
- 2) ありのままのシニア女性が認められる文化を創造すること

- 3) シニア女性監督に作品上映の機会を提供すること

高齢女性の個性豊かで多様な姿を提示することは、高齢女性のロールモデルをしめすことである。女性の平均寿命が87歳となつたいま、女性は30年近くシニア時代を生きることになる。しっかりと第三の人生を生きるためにロールモデルの存在は重要で、映画は力強い味方だ。それによってシニア女性のイメージを女性自身で変えることができる。「勇気をもった」「生き方を変えようと思った」と見た人からの感想だ。

シニア女性監督の作品を、テーマを問わず上映するのは、

シニア女性映画祭の使命だと思っている。シニア女性監督の作品は上映される機会が少ない。2014年、カンヌ映画祭で審査委員長の映画監督ジーン・キャンピオンは、「女性監督の映画が少ないのでこの映画祭に“内在する性差別”的」だと批判している。「内在する性差別」はどこにでも見られる。

映画探しはむずかしい。女性が主人公の作品が少ない。「女性監督」「シニア女性」と限定するともっと困難だ。高額な上映料は払えない。でも毎回すばらしい作品が上映できるのは、海外の女性映画祭と内外の監督のシターフッドのおかげである。海外作品は、メンバーが英語字幕を日本語に翻訳している。日本語の女ことばは従属的で、言いたいことも対等な議論もできないため、女ことばの使用は慎重にしている。

これまで上映した作品はドキュメンタリーが多く、15か国、長編短編あわせて38作品(日本、中国、台湾、韓国、仏、独、英、トルコ、オランダ、スペイン、カナダ、イスラエル、アルメニア、エジプト、ポーランド)。上映後に監督やゲストとのトークで観客と語り合い、理解を深めている。作品は貸出しているので、ぜひ上映の機会を作ってください!

資金ゼロの映画祭だが、とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」の協賛を得て会場費が無料、友人たちのボランティアやカンパで何とか生き延びている。夢は会場が満員になること!

ここまで書いて気がついた。シニア女性映画祭も「シニア」「女性」という2語によって見えない存在になっているということだ。



## 2019 シニア女性映画祭・大阪

2019年11月30日(土) ~12月1日(日)

連絡先: sister-waves@qc.fem.jp  
Blog: <https://sisterwave.exblog.jp/>

# チュニジアの法改正をめぐる ジェンダー平等への道

小野 仁美（神奈川大学 非常勤講師）

北アフリカの小国チュニジアの名が、日本の報道で見られるようになったのは、2011年1月の「アラブの春」以降ではないだろうか。長期の独裁政治による様々な抑圧と、特に若者の失業率の高さに耐えかねた民衆による全国規模でのデモ活動が、瞬く間に政権を崩壊させ、その熱狂はチュニジアからエジプト、イエメンやシリアなどへと飛び火した。

いまだ多くの中東諸国において、政治的経済的な混乱が続く中、チュニジアでは比較的穏やかにその後の国家の建て直しが進行している。2014年の新憲法においては、男女の平等がいくつかの条項で明記され、その後の法改正実現へとつながった。

2017年7月、「女性に対する暴力を排除するための法」が、国民議会で採択された。その後、刑法も修正され、暴力による被害者への支援についての対策が講じられるようになった。また9月には、イスラム教徒女性の非イスラム教徒男性との婚姻を制限していた行政令（1973年～）が撤廃された。多くのイスラム諸国では、古くからの宗教的な規範にもとづき、イスラム教徒の女性はイスラム教徒の男性としか結婚できないという規定が現代でも継承されているのだ。

チュニジアは、イスラム教徒を中心とした人口構成でその歴史が重ねられてきたが、19世紀末にフランス保護領下に置かれてからは、フランス文化の影響とアラブ・イスラム文化の伝統がチュニジア独自の雰囲気を作り出している。また、フランスからの独立直後に制定されたチュニジア家族法 *Majalla al-ahwāl al-shakhsiyā*（1956年8月13日制定）が、アラブ・イスラム諸国で唯一、イスラム法の許容する一夫多妻制を明確に禁じるなど、女性の地位向上を国家形成の優先課題として取り組んだ先進的なものとして、国家指導者たちによってしばしばアピールされてきた。

2016年以降、相続法改正をめぐる議論が盛んに行われている。チュニジア家族法には、他のイスラム諸国と同様に、イスラム法に由来する相続規定が生きている。「男児には、女児の二人分と同額」（コーラン4章



相続法改正を求めるデモ  
(チュニス、2018年3月10日)

11節）という神の言葉のままに、男性の取分を女性の二倍とする規定が、現代の相続法においても受け継がれているのである。

2017年8月13日、シブシ・チュニジア大統領が、「女性の日（国民の祝日）」を祝う演説で相続法改正を推進する方針を述べると、国内の議論が活性化した。

相続法の改正を主張する人々は、女性の社会進出と雇用機会が大幅に増加した今、女性にも平等に相続がなされるべきであると要求する。これに対して宗教界からは、コーランに具体的な数字の明記された相続規定を変更すべきでないと反論がある。女性たちの中にも、コーランの規定は、男女を不平等に扱うのではなく、家庭を守り子育てをする女性の保護が目的なのだから、家計を支える男性の相続分が多いのは当然であるという人たちもいるのだ。こうした議論は、イスラムvs脱イスラムという構図で捉えられがちであったが、コーランを現代の状況に照らして解釈し、新しい時代の価値観とイスラムを調和させることによって、相続法の改正が可能であると主張する女性たちも出てきている。一方で、上からの改革による国家フェミニズムの再来を警戒する声も聞かれる。

様々な意見が飛び交うが、ようやく手にした言論や思想の自由を二度と手放すことなく、男女平等の実現に向けて、人々は着実な歩みを進めようとしているのである。2018年11月には、相続法改正法案が閣議を通過し、議会に提出された。男女不平等の解消という成果とともに、自由な議論の場の拡がりという新しい変化も生まれている。

\*参考文献：鷹木恵子「チュニジアにおける『個人地位法』制定から60年目の論争—相続の男女平等と女性の配偶者選択の自由をめぐって」『中東研究』528, 2017.

# INFORMATION

## 事業報告

公益財団法人東海ジェンダー研究所 2018年度ジェンダー問題講座

### ジェンダーから見た高齢社会 ～貧乏ばあさんと貧乏じいさんの時代！？～



「貧乏ばあさんと貧乏じいさんの時代！？」という刺激的なタイトルで始まった今回の講座。講師は、長く日本経済新聞社で記者として活動し、論説委員まで勤めた岩田三代さん。入社当時女性記者はほとんどいなかった男社会の中で、子育てもしながらがんばってこられた岩田さんの人生は、まさしく「闘う女の歴史」そのものであった。

現在、日本社会は少子高齢化が進行し、労働現場では非正規労働者が約4割を占めるに至っているが、その実態をデータを駆使しながら分かりやすく話して下さった。かつて非正規労働の主体は、家計の補いとしてパートで働く専業主婦がほとんどであった。しかし現在では、非正規労働があらゆる職種に解禁された結果、企業は勢い低賃金でいつでも首を切れる非正規を景気の調整弁として使うようになり、今ではそれが男性、特に若者世代にまで広がっている。このように、年収200万から300万程度で働く若者は結婚もなかなか出来ないため、生涯未婚率が女性7人に1人に対して、男性は4人に1人へ至っている！

かつて日本は、ほとんどすべての人が結婚した皆婚社会であったが、これからは支えてくれる家族もいない中で歳を重ね、十分な蓄えもない男女が増えしていくことが懸念される。



「貧乏ばあさん」とは、以前、樋口恵子さんが女性の貧困、とりわけ「高齢女性の貧困」を問題視した中で使われた言葉であったが、今やそれは女性だけではなく、男性に対してもあてはまる、とは岩田さんの弁。とりわけ、女性に比べて生活能力や人的ネットワークが欠けがちな「貧乏じいさん」の問題は深刻であるとして、今回は男性の参加者もかなり多かった会場の空気を震撼させた。

最後に岩田さんは、我々の課題として、①根強い性別役割分業意識から脱却して、女性も男性もともに働き、ともに生活を担うジェンダー平等、②柔軟な働き方と適正な賃金の両立、③男女共に生活能力やコミュニケーション能力を高めて、個人が自立して生きる社会、そして、④AIが急速に発展する社会に対応するためには、「学ぶ力」の大切さ、教育・訓練や再チャレンジできる制度の必要性、等を指摘して、精力的な講演を終えられた。

日置 雅子(東海ジェンダー研究所 業務執行理事)

講演会にお寄せいただいたアンケートから

とてもわかりやすい内容でした。ジェンダーとキャリア系、社会福祉がつながっているんだなあと感じました。法的な部分と固定観念、人々の認知等、一筋縄で変化しないので、長期的視点で生きることを考えることが大切と感じました。

(40代会社員)

正社員と非正規との賃金格差がこんなにあるなんてあぜんとしました。この格差のお金は資本家に流れていると思うとやり切れない思いです。資本家はもっと労働者の賃金を上げて、正社員の枠を増やすべきだと思いました。

(60代)

日頃、新聞やTVで見たり聞いたりして、何なく感じていたことが、実際の統計数値で紹介され、納得するとともに、本当にウソ寒い社会になっているなと実感しました。(中略)「長時間労働をやめる方向を進める。政治への女性参加のために1/4制を導入する。」同感です。この運動をどのようにして進めるか…。

(60代公務員)

# INFORMATION

## 事業報告

### 公益財団法人東海ジェンダー研究所 2018年度 賛助会員のつどい(公開)報告

2019年1月26日(土)午後、時折雪が舞う寒さの中、東区白壁にある「文化のみち 百花百草」にて、賛助会員のつどい「ファニー・メンデルスゾーン=ヘンゼル～時代に埋もれた女性作曲家～」を開催しました。

ファニー・メンデルスゾーン=ヘンゼルは、かの有名な作曲家メンデルスゾーンの姉です。長い間知られていませんでしたが、メンデルスゾーンの作曲活動には欠かせない存在だったそうです。当時の上流市民階級の「女性は家庭に」というジェンダー規範にしばられながら精いっぱい活動し、やっと自身の作曲集を発表し始めた矢先に41歳で亡くなりました。講師の米澤孝子さんは、ファニーの生涯を紹介した本の翻訳もされていて、彼女が生きた時代や環境、一家の歴史も含めて話してくださいました。



続いて釘宮貴子さんによる、ファニーの曲のピアノ演奏があり、手入れされた庭園を臨むホールに美しいピアノの音が響き渡りました。ファニーの生涯を知った後で、皆さんもことさら印象深く感じられたようです。最後の質問タイムは、当時のモラルに関する話や曲の特徴、ファニーがプロデュースした「日曜音楽会」がいかに盛況だったかなど、興味深い話題で盛り上りました。

#### つどいに寄せられたアンケートから



ファニーのサロンに招待されたような気持ちになれました。本当によい物は、必ず世に出る。それは、環境その他の条件をいつかはクリアするものであろう、と思えました。

とてもすばらしいお話を演説を聴けて、ラッキーでした。美しい建物に美しい庭園、美しい曲を聴いていると小雪が舞ってきて、幻想的な休日の午後になりました。

宗教(ユダヤ教徒プロテスタント)、性的役割、ユダヤ人というminorityなど幾重にも社会的規範を受けて、作曲活動とその成果が抑圧されたことに焦点を当てたジェンダーの視点が新鮮でした。

## お知らせ

### 2019年度 個人・団体研究助成 募集のお知らせ

2019年度も個人と団体の研究助成の希望者を募集します。

対象はジェンダー問題に関する未発表の研究で分野は不問。助成費は個人30万円以内、団体10~30万円。申請書はホームページからダウンロードしてください(FAXまたは郵送での請求も可)。

申込期間は2019年4月15日(月)~5月末日 消印有効。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 『ジェンダー研究』第22号の 原稿募集のお知らせ

当研究所の年報『ジェンダー研究』第22号の原稿を募集します。

メインテーマは前号に引き続き「女性と労働」としますが、その他のジェンダーに関連するテーマも可です。  
原稿の締切日は、2019年9月末日 消印有効。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 賛助会員を募集しています。

賛助会員 年間 一口 1,000円  
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338  
公益財団法人東海ジェンダー研究所

\*会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送ります。

\*当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

### 編集後記

「シニア女性が見えなくされている」という巻頭言に、またも未成熟な社会を見る思い。一方で「アラブの春」以後、着々と男女平等の道を歩むチュニジアからの報告には勇気づけられます。今号も各方面で活動される方々に執筆いただけたことを感謝したいと思います。



公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp https://www.libra.or.jp/